

富士見市自殺予防対策計画(案)に対する意見募集の結果について

平成31年3月20日
健康福祉部障がい福祉課

富士見市は、「富士見市自殺予防対策計画(案)」に対する意見の募集を、平成31年2月1日から2月28日まで行いました。その結果5通17件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見と当該意見に対する富士見市の考え方は、下記のとおりです。

パブリックコメント実施方法

- ・募集期間 平成31年2月1日～2月28日
- ・告知方法 広報ふじみ、市ホームページ
- ・意見提出方法 郵送、ファックス、電子メール、直接

番号	意見概要	対応方針	市の考え方
1	統計データを分析・評価している部分では、母数や検定値、有意差の有無も表示していただきたい。 (例えば、富士見市の自殺数の分析のP.18の図3の評価で「男性無職者独居の自殺率(10万対)が極めて高い数値であり、全国自殺率との比較も同様に高い。」と分析しているが、そもそも富士見市だけでは当該区分の自殺者数が少ないので統計的に意味のある差かどうかわからない。母数や統計値(t値など)を表示していただけると納得性が高くなる。)	原文のままとします。	本計画の統計データは、自殺総合対策センターの自殺・統計分析室において分析・評価されたデータのため、原文のままとします。
2	基本的な予防策が受け身なので、能動的な予防策も取り入れてはどうか。 (従業者50人以上の事業場ではストレスチェックがはじまった。各年代とも10~15%が高ストレス者として医師の面談が推奨されるレベルになっている。国保加入者は、事業場でのストレスチェックがないため、国保での検診時に合わせてストレスチェックを実施してはどうか？また経済的困窮+独居の中高年が自殺率が高いので、健康保険料や税金を滞納している独居の中高年には、税金の取り立てではなく、相談に乗るスタンスで電話をかけてはどうか？)	貴重なご意見として承ります。	本計画では、新規施策や充実施策を盛り込み、予防につなげるため、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱や厚生労働省から市の役割として示されている自殺予防に関する普及啓発、相談体制の充実、人材育成等について能動的な取り組みを取り入れたので、原文のままとします。職員の相談のあり方については、職員向けゲートキーパー研修の中でご提案のご意見を参考にしてまいります。

番号	意見概要	対応方針	市の考え方
3	うつ病についての講演会の開催を検討してはどうか	貴重なご意見として承ります。	P33施策名（充実）「自殺や心の病に対する偏見をなくす取組」において、「講座等の機会を通じ、自殺やこころの病に対する正しい知識の普及啓発を促進します」としていることから、事業実施時の講演会のテーマの候補として参考にいたします。
4	アンケート方法に疑問 パソコンなど使える人だけに限られた少ない数では市民のための資料にならない。パソコンなど使えない人も多いので、各グループなどに用紙でお願いしてもよかったと思う。	貴重なご意見として承ります。	1,081名の方から回答をいただいた、実際のご意見、データは市民の方々にとって、大変貴重なものであると認識しております。回答者は20歳代から30歳代が半数を占め、また、272名もの50歳代以上の方からもご意見をいただきました。今後の計画作成時においては、紙でも提出できる方法を検討いたします。
5	「〇〇支援を行います」「〇〇を図ります」など具体性がないのが残念です。	原文のままとします。	本計画においては、基本的な施策を掲載することから、原文のままとし、施策を実施する際に具体的な事業を進めてまいります。
6	キャンペーン中に駅などでチラシやティッシュを配ってもあまり効果がないと感じている。	原文のままとします。	本計画においては「自殺に関する施策の周知の推進」を掲げており、キャンペーンも周知の方法の一つとして考えております。キャンペーン実施後、こころの体温計のアクセス数が増加したことから、一定の効果があるものと考えております。
7	対応する職員の心がとても大切。	貴重なご意見として承ります。	計画に位置付けたとおり、職員研修や普及啓発を実施し、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる職員を育成してまいります。

番号	意見概要	対応方針	市の考え方
8	計画のいずれかのところで、高次脳機能障害のある人及びその家族に対して相談を行うことを記してください。	貴重なご意見として承ります。	本市におきましては、富士見市障がい者支援計画において、支援の対象者に高次脳機能障害を含めることを明記しており、本計画においては、こころの健康相談の施策や「生きづらさを抱えた人」の中に含まれているものと認識しています。事業実施の際には、ご意見を参考に、高次脳機能障害のある方及び家族の方に対しても孤立を防ぎ、相談場所や居場所の提供に努めてまいります。
9	死のうとするのを止めないでください。「死にたい」という気持ちを否定しないでください。 自殺志願者ほど人に迷惑をかけたくないと思っています。鉄道自殺も首つりも、健康な体でも比較的高い成功率で死ぬ手段がないからそれを選ぶのです。本当は安楽死が可能でいざとなったら痛い思いをせず、人に迷惑をかけずに死ぬというのが理想です。基本的人権として人間らしく自由に死ぬ権利を奪わないでほしいです。安楽死が可能になってもすぐに死ぬ人は多くないと思います。ですが、安楽死できるという安心感がQOLを向上させます。欧米ではすでに浸透しています。自殺が悪いのではなく、苦しみながら生きるのが問題です。	原文のままとします。	自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱において、自殺総合対策は、「生きることの包括的な支援として推進する」「関連機関との有機的な連携を強化」「対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動」とされており、本市においても「誰も自殺に追い込まれることのない富士見市の実現」を目指しております。様々な原因で追い込まれ、最終的に望まない死を選ぶことがないように、また、自殺の要因を軽減できるよう、市の主な役割である相談支援の充実と正しい知識の普及啓発により支援してまいります。
10	施策のターゲットにLGBT(Q)の追加を検討していただきたいです。 LGBTは現在の計画ではターゲットに含まれているように見えません。LGBTは生活上の困難や不公平も多く、一般の人より自殺を考える傾向があるようです。特にT（トランスジェンダー）の人の6割は自死念慮を抱く又は自殺を凶っているというデータがあります（出典「nijiVOICE2018報告書」P56）。平成30年第4回の議会で「富士見市におけるパートナーシップの～陳情」が全会一致で採択されていることもあり、今後期待しております。	原文のままとし、貴重なご意見として承ります。	本計画においては、弁護士、人権擁護委員、フェミニストカウンセラー等各種専門相談において内容に応じた相談を受けられることを計画に位置付けていることから、原文のままとします。今後も「富士見市男女共同参画推進条例」に基づき、性別にかかわらず、個人の個性や能力を發揮できる社会をめざして取組みを進めてまいります。

番号	意見概要	対応方針	市の考え方
11	<p>相談窓口ばかりでなく、法改正に向けた意見書の提出も盛り込んでください。</p> <p>LGBTの件然り、何か困っても「法に反する」「法も前例もない」などを理由に相談窓口に向いても何の対応もしてもらえずに帰されてしまうことはよくあります。市も警察も、法に従って淡々と仕事をする組織というは理解しますが、ならば、法を然るべきものに改正するための取り組みをしていただきたいです。例えば、いくつかの法について意見書を提出することを検討するような内容を計画に盛り込んで頂きたいです。レガシーな戸籍法、不十分なDV法やひとり親支援。まずは市で前例や法がなくても柔軟に対応するそれを事例として広めることをやってほしいです。そのために市の職員さんの労働環境改善や人員確保にはきちんとお金を使っていたいただきたいです。</p>	原文のままとします。	本計画は、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、市の主な役割である相談支援事業や普及啓発を基本として「生きるための包括的支援」にむけて施策を示したものであることから、現在のところ、法律の改正を盛り込む予定はございません。
12	<p>P4 図</p> <p>「富士見市地域防災計画」を入れた方が良いと思います。惨事ストレス、サバイバーズ・ギルト、身近な人の死等の人間関係の急激な変化、避難生活のストレス、失業・生活苦の発生などの問題が災害時には膨大に発生します。</p>	原文のままとします。	P42の（１）連携体制の整備において、関係機関とのネットワークの構築と様々な支援制度等との連携を掲げ、こころの健康問題や経済問題について施策を位置づけていることから、原文のままとします。
13	<p>また、防犯対策の手法は、自殺対策に流用できるので、「富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画」を入れるのも一案かと思えます。死角を作らない、落書き等の暗い環境を改善、踏切等の巡回、声掛けを行うなど。防犯対策の手法は自殺対策に流用できるので、「富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画」を入れるのも一案と思えます。</p>	原文のままとします。	P42の（１）連携体制の整備において、関係機関とのネットワークの構築と様々な支援制度等との連携を掲げ、警察や鉄道事業者との情報共有や連携を位置づけていることから原文のままとします。

番号	意見概要	対応方針	市の考え方
14	P37「(2) 職場、学校、地域における環境整備」以降P66に「特筆すべきは、鉄道(駅・踏切等)での事案に言及された方が多かった」とありますが、そのようなまちなかの環境整備の期待に対応する記述がないように見えます。「ホームドア設置の支援」「線路に面した道路のフェンスの強化」「踏切、公園、高架下、河川敷地における除草、落書き消去等の環境改善」「侵入が容易となっている空き家の対策」「踏切や公園における防犯カメラの設置(AI技術により不審行動を検知し発報できるもの)」「多重債務となった人が頼るような、違法に貼付・設置された金融業者のビラや看板の除却推進」などが考えられるのではないのでしょうか。	貴重なご意見として承ります。	関係機関との連携の際に、貴重なご意見として情報を共有し、事業実施の際の参考にいたします。
15	P37タイトルには「職場」とある表について、職場としては市役所しか挙がっていないようです。商工会等を通じて、市内各事業所への働きかけや支援、小規模な事業所では難しい研修を合同実施してはどうか。	原文のままとします。	P37(2) 職場、学校、地域における環境整備のゲートキーパー研修に事業所等も含んでおりますので、原文のままとします。
16	P37「教職員研修」について、教職員自身のメンタルヘルスが入っていないように思います。	ご指摘の通り加筆いたします。	P37施策名「職員研修」を「職員研修等」とし、施策の内容を「職員・教職員のメンタルヘルスに関する研修やストレスチェックの実施等により、心身の健康管理を図ります。」と加筆し、関係課に「学校教育課」を加えます。
17	P39「富士見市いじめ防止基本方針に基づく対応」において、いじめの項目があるのであれば、「児童虐待」への対応も入れた方がいいのではないのでしょうか	原文のままとします。	本計画の子どもや親に関する施策において、児童虐待も含まれているものと考えておりますので原文のままとします。今後も子どもを守る地域協議会(要保護児童対策地域協議会)において、学校や地域との連携を図ってまいります。